

35 治水・利水対策の推進について

(国土交通省)

【内容】

- (1) 水害や土砂災害から県民の生命・財産を守り、安全で安心な社会生活を実現するため、直轄事業を推進すること。特に、庄内川における洗堰の締切りに向けた河川改修事業、豊川における霞堤の対策及び矢作ダム of 洪水調節機能増強を強力に推進すること。
- (2) 日本最大のゼロメートル地帯を始めとする低平地などの浸水被害や山地丘陵地などにおける土砂災害を軽減するために、防災・安全交付金などによる国の強力な支援により、県管理河川の河川改修事業や土砂災害危険箇所での砂防事業を促進すること。特に、甚大な浸水被害が発生した名古屋近郊の八田川・地蔵川の整備について、床上浸水対策特別緊急事業の早期完了に向け、強力に促進すること。また、豊橋市街地の柳生川地下河川整備など大規模事業を安定的・集中的に実施するための補助事業など予算制度を拡充すること。
- (3) 設楽ダム建設事業については、事務事業の合理化・効率化を図りつつ着実に推進すること。なお、事業推進に際しては水源地域の住民への生活再建対策に万全を期すこと。合わせて、県の財政的な負担の軽減を図るとともに、県内他地域における公共事業に進捗の遅れなどの影響を及ぼさないようにすること。

(背景)

- 本県は、西部のゼロメートル地帯など低平地が多く、洪水の想定氾濫区域は県土のおよそ2割を占め、区域内には約300万人が居住し40兆円を超える資産が存在している。近年、市街地などにおいてゲリラ豪雨などによる浸水被害が多発しており、県民が安全で安心な社会生活を営むためには、河川改修、ダム建設、既存施設等の徹底的な機能確保や広域的な危機管理対策を図り、水害を軽減する必要がある。
- また、県土のおよそ6割を山地丘陵地が占め、1万8千か所もの土砂災害危険箇所が存在している。土砂災害は、住民の生命又は身体に著しい危害が生ずる恐れのある災害であることから、本県では、土砂災害警戒区域等の指定に係る基礎調査の計画を前倒しし、平成31年度までに全て終えるよう全力で取り組んでいる。これに合わせ、土砂災害防止施設等の整備についてもさらに促進し、土砂災害を軽減する必要がある。
- 庄内川においては、東海豪雨を契機として河川激甚災害対策特別緊急事業（激特事業）により事業進捗が図られてきたが、平成23年9月の台風15号により、激特事業後初めて洗堰から越水したため、洗堰の締切りに向けた西枇杷島地区の狭窄部対策などを求める声が強まっている。また、激特事業区間から上流の名古屋市守山区で越水するなど、被害が生じたことから、激特區間上流部での河川改修と、流出土砂による災害防止のための庄内川水系砂防事業を推進する必要がある。豊川においても、霞堤から氾濫し、甚大な浸水被害が発生したことから、早期の対策が必要である。さらに矢作川においても東海豪雨時に甚大な被害が発生したことから矢作ダムの洪水調節機能の増強とダム下流の河道整備が必要である。

- 庄内川の支川である県管理河川の八田川においても、庄内川よりも堤防が低いことから、同台風により越水し、また、地蔵川においても河道の流下能力不足から越水及び内水氾濫により、大きな浸水被害が発生した。そのため、地蔵川については排水機場整備、八田川については堤防整備による、再度災害防災対策を早急に完了させる必要がある。
- 平成20年8月末豪雨では、60分最大雨量76mm・24時間最大雨量233.5mmの降雨により、豊橋市街地内で柳生川からの越水等による大規模な家屋浸水被害が発生した。また、豊橋市と渥美半島の田原市を結ぶ主要幹線である国道259号や豊橋鉄道渥美線が冠水し重要交通網が寸断したことから、柳生川の整備促進を図っていく必要がある。
- 設楽ダム建設事業は、東三河地域の治水・利水対策を進める事業であるが、巨額な事業費を要する事業であることから、コスト縮減を始めとする事務事業の合理化・効率化を図る必要がある。また、地元設楽町民の日常生活の維持に不可欠な道路の整備など、引き続き生活再建対策の推進を図っていく必要がある。

(参 考)

◇県内の主な水害・渇水の状況

